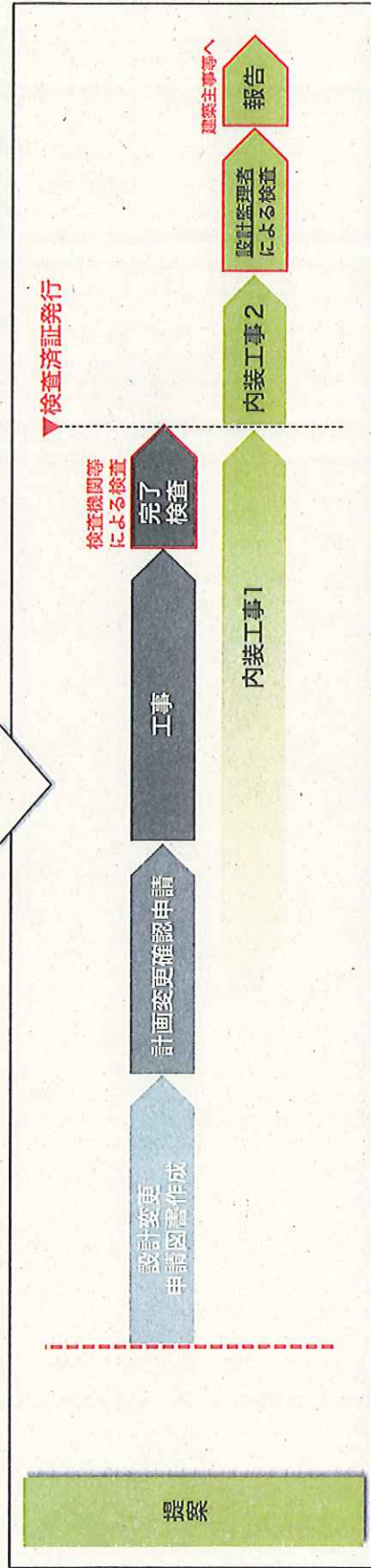
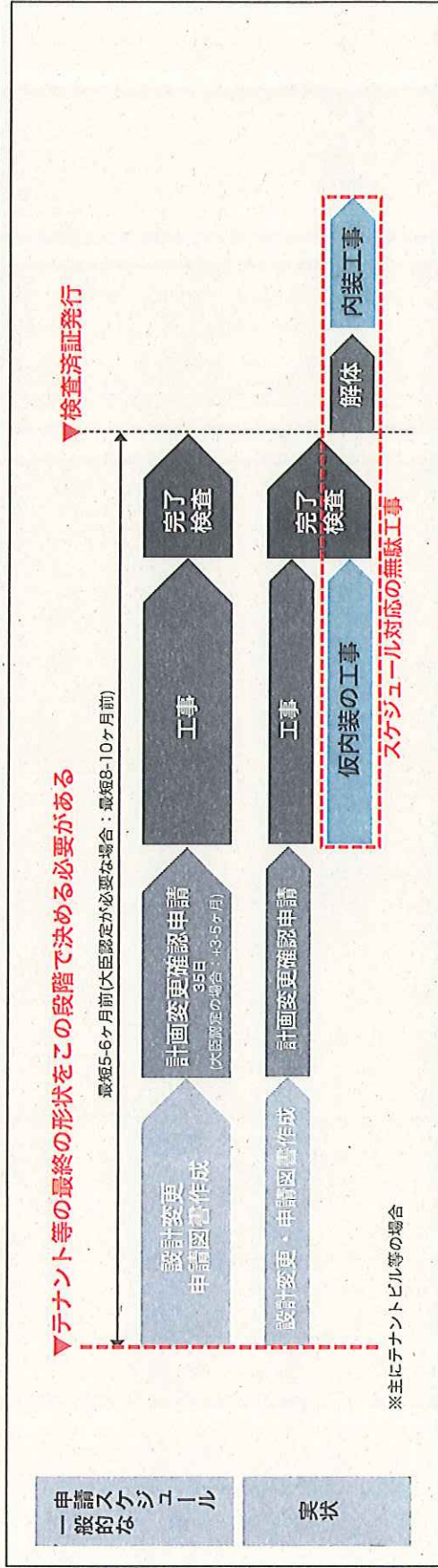


# 来海委員提出資料

第 7 回建築基準法の見直しに関する検討会  
(平成 22 年 6 月 16 日)

工事完了の半年～1年前に最終形を決定しなければならぬ。  
しかし現状は、**手続きと実態に大きな隔たりが生じている。**



行政等による完了検査は**安全上、防災上に関する内容(構造,防火,避難,設備関係規定)**に限定し、  
その後の**内装工事等(内装仕上げ及びそれに関わる設備等)**は  
**申請者・設計者の責任において確認し、報告する等の方法を検討する。**

構造に関する既存不適格建築物の現状の扱い

H17年の法改正により既存不適格建築物の合理性はある程度図られた。

構造の安全性は、増築面積が既存不適格建築物面積の1/2以下と規定する合理的根拠はない  
 必要な増改築については1/2を超える増改築が行える様、1/2以下の規定は無くすべき

その他の既存遡及について

- 増築により建築物の区画形状が変わる事で、法36条(防火区画)に係る面積区画規定が適用対象になることについては理解できる。  
 しかし壁穴区画(EVの遮煙対応)、異種用途区画などの遡及は、過剰な適用ではないか。  
 増築部分と関係ない工事にも遡及適用を求めるとは、経済的な視点から自由な建築活動を阻害している。  
 工事費、工事期間の影響等、テナントへの理解も難しく、施設の改修・改善への凍結効果が働いている。
- 駅等の改良工事で、既存遡及適格な場合、現状ですべて建て替えてしまおう。  
 その為、バリアフリー等の施設改善も進まない現状がある。  
EXP-Jで分離された場合は別棟とする、又は防火区画強化等により、既存遡及を大幅に緩和する等の対応が必要。

■ 既存建築物の管理の充実

現在の定期報告制度をより強化し、建物の維持管理向上を担保する。  
 また、既存建築物の **維持管理状態・増築の規模** によって、既存建築物への影響度合いは大きく違う為  
 2つの要因により、**既存遡及のレベルを選択できる等の仕組みを検討すべきである。**  
 そして優良な建築ストックを有効に活用していく仕組みを構築すべきである。

構造、耐火、避難・防火に関する性能設計の大臣認定のシステムは  
合理性、機能性に欠けた経済成長を妨げるシステムと言わざるを得ない。

問題点

大規模建物の工事の期間中に4、5回の大臣認定の変更申請を行っている。変更の内容は、誰が見ても誰が考えも安全性に問題は無いような内容のものが多く、単に図面上の相違程度の変更で大臣印が求められている。



竣工後建物の運用においても、エレベータービルでは頻繁に内装の改裝が行われている。  
間仕切の位置を変える等、軽微な変更に対しても大臣認定が必要となる。  
このような状況は、**ビル管理者や、国にとっても非現実的であり、合理性の欠けるシステム**である。  
(間仕切の移動に関してまでも国土交通大臣が認可をすることに違和感を感じる)

大臣認定が性能規定のどの内容を認定しているのか、計算の方法ばかりでなく答えまで認定の範囲  
としなければならぬのか等、**性能評価と大臣認定の意義の再整理が必要**ではないか。

- ① 高度な計算方法、特殊な材料、特殊な工法、といった設計手法の認定
- ② 設計手法と施工の妥当性など、いわゆるA工事の範囲に限定する
- 使い勝手で日常的に改修が発生する範囲は対象としない

大臣認定の行為は、**1つの建物で1回だけ**、後は**評価機関、建築確認審査機関で処理する仕組み、**  
建物の運用方法については、大臣認定の内容を取り込んだ**定期点検報告の仕組みの再構築が必要**。

※38問目  
法第38条が削除されてすでに10年以上を経過した。しかし、現在においても何の対策も施されないまま、巨大な建物がさまよい続けている。  
国際空港ターミナルビル、巨大ターミナル駅ビル、大蔵省棟、国際会議場、県庁舎など巨大建物、高層の建物のほとんどが旧法38条認定を受けている。これらの建物は、増改築もままならず既存不適格の名のもとにどこにもならない状態が続いている。  
このように、国益を損なう、と言ってもいいような状況は早急に解決していただきたい。